

退職所得にかかる 市民税・県民税納入申告書(個人事業主用)																			
高岡市長あて 令和 年 月 日提出										(受付印)									
令和 年 月分							人員		人										
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収 税額	市民税																		
	県民税																		
特別徴収義務者	住所又は所在地																		
	氏名又は名称																		
	個人番号																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			

※この申告書は、金融機関ではなく高岡市に直接提出してください。  
※足りない場合は、コピーしてお使いください。

1	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
2	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
3	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			

退職所得にかかる 市民税・県民税納入申告書(個人事業主用)																			
高岡市長あて 令和 年 月 日提出										(受付印)									
令和 年 月分							人員		人										
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収 税額	市民税																		
	県民税																		
特別徴収義務者	住所又は所在地																		
	氏名又は名称																		
	個人番号																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			

※この申告書は、金融機関ではなく高岡市に直接提出してください。  
※足りない場合は、コピーしてお使いください。

1	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
2	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
3	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			

退職所得にかかる 市民税・県民税納入申告書(個人事業主用)																			
高岡市長あて 令和 年 月 日提出										(受付印)									
令和 年 月分							人員		人										
退職手当等支払金額										十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収 税額	市民税																		
	県民税																		
特別徴収義務者	住所又は所在地																		
	氏名又は名称																		
	個人番号																		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																			

※この申告書は、金融機関ではなく高岡市に直接提出してください。  
※足りない場合は、コピーしてお使いください。

1	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
2	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			
3	1月1日の住所												
	氏名									区分	一般・障害		
	勤続年数	就職年月日			年	月	日	退職年月日	年	月	日		
	支払金額												
	特別徴収税額												
円 市民税										円	県民税	円	
以前に受けた退職手当等支払金額										円			

# ■ 納 入 書 の 記 入 例 ■

- ① 納める税額の年月が記載されているか確認してください。  
 また、指定番号が特別徴収税額通知に記載しているものと一致しているか確認してください。  
 ※古いものの再利用はしないでください。  
 ※誤った金額を記入した場合には、予備のものを使ってください。
- ② 「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」全てに、該当する月の税額を記入してください。  
 ※退職所得分の欄には、4ページで計算したもののみを記入してください。  
 ※延滞金及び督促手数料がかかる場合は、その金額をそれぞれの欄に記入してください。
- ③ 退職所得分の税額がある場合は、「退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書」を提出してください。  
 ※2ページの記入例を参考に作成してください。

富山県高岡市		<small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small>	
市区町村コード		領 収 証 書 (公)	
1 6 2 0 2 7		08年度一般会計	
口座番号	00710-8-960006		
加入者名	高岡市会計管理者		
令和 8 年 6 月分	指定番号	0000123456	
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	1	1 6 8 0 0 0
	退職所得分	3	1 3 1 0 0
	延滞金		
	督促手数料		
	合 計 額	1	4 8 1 1 0 0
納 期 限	令和 8 年 7 月 10 日		
(特別徴収義務者)	〒 933-8601		
住 所 (所在地)	高岡市広小路7番50号		
氏 名 (名称)	(株) 高岡商事 様		
上記のとおり領収しました。			
		領 収 日 付 印	
税金の納入場所は裏面に記載しております。			
(納入者保管)		富山県高岡市	

富山県高岡市		<small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small>	
市区町村コード		納 入 書 (公)	
1 6 2 0 2 7		08年度一般会計	
口座番号	00710-8-960006		
加入者名	高岡市会計管理者		
令和 8 年 6 月分	指定番号	0000123456	
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	1	1 6 8 0 0 0
	退職所得分	3	1 3 1 0 0
	延滞金		
	督促手数料		
	合 計 額	1	4 8 1 1 0 0
納 期 限	令和 8 年 7 月 10 日		
(特別徴収義務者)	〒 933-8601		
住 所 (所在地)	高岡市広小路7番50号		
氏 名 (名称)	(株) 高岡商事		
上記のとおり納入します。			
		領 収 日 付 印	
※	日 計	口	円
※は郵便局において使用する欄です			
(金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)保管)		富山県高岡市	

富山県高岡市		<small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small> <small>個人市民税</small>	
市区町村コード		納 入 済 通 知 書 (公)	
1 6 2 0 2 7		08年度一般会計	
口座番号	00710-8-960006		
加入者名	高岡市会計管理者		
令和 8 年 6 月分	指定番号	0000123456	
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)	1	1 6 8 0 0 0
	退職所得分	3	1 3 1 0 0
	延滞金		
	督促手数料		
	合 計 額	1	4 8 1 1 0 0
納 期 限	令和 8 年 7 月 10 日		
(特別徴収義務者)	〒 933-8601		
住 所 (所在地)	高岡市広小路7番50号		
氏 名 (名称)	(株) 高岡商事 納		
上記のとおり通知します。			
		領 収 日 付 印	
取りまとめ店			
(株) ゆうちょ銀行 金沢貯金事務センター (郵便番号 920-8794)			
(取りまとめ店)(受付店→北陸銀行高岡支店→市町村) 富山県高岡市 [市保管]			

# ■ 退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書の記入例 ■

## (法人等団体用)

退職所得にかかる <b>市民税・県民税納入申告書</b>	
高岡市長あて 令和 8 年 7 月 10 日提出	(受付印)
令和 8 年 6 月分	人員 1 人
退職手当等支払金額	247,645.45
特別徴収税額	市民税 187,900 県民税 125,200
特別徴収義務者	住所又は所在地 高岡市広小路7番50号 氏名又は名称 (株)高岡商事 法人番号 12345678901234
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

※個人事業主の方は、この申告書を使用せずに別紙申告書を記入し、高岡市に提出してください。

1	1月1日の住所 高岡市本町4番6号
氏名	高岡太郎 区分 (一般)・障害
勤続年数	35年 就職年月日 H4年4月7日 退職年月日 R8年6月30日
支払金額	24,764,545円
特別徴収税額	市民税 187,900円 県民税 125,200円
以前に受けた退職手当等支払金額	0円
2	1月1日の住所
氏名	区分 一般・障害
勤続年数	就職年月日 年月日 退職年月日 年月日
支払金額	円
特別徴収税額	円 市民税 円 県民税 円
以前に受けた退職手当等支払金額	円
3	1月1日の住所
氏名	区分 一般・障害
勤続年数	就職年月日 年月日 退職年月日 年月日
支払金額	円
特別徴収税額	円 市民税 円 県民税 円
以前に受けた退職手当等支払金額	円

## (個人事業主用)

退職所得にかかる <b>市民税・県民税納入申告書(個人事業主用)</b>	
高岡市長あて 令和 8 年 11 月 10 日提出	(受付印)
令和 8 年 10 月分	人員 2 人
退職手当等支払金額	586,852.00
特別徴収税額	市民税 80,000 県民税 53,000
特別徴収義務者	住所又は所在地 高岡市古城1-1 氏名又は名称 前田利長 個人番号 9876543210987
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

※この申告書は、金融機関ではなく高岡市に直接提出してください。  
※足りない場合は、コピーしてお使いください。

1	1月1日の住所 高岡市古城1-1
氏名	前田犬千代 区分 (一般)・障害
勤続年数	8年 就職年月日 H30年11月1日 退職年月日 R8年10月31日
支払金額	3,458,456円
特別徴収税額	市民税 7,700円 県民税 5,100円
以前に受けた退職手当等支払金額	0円
2	1月1日の住所 高岡市古城1-2
氏名	高山右近 区分 (一般)・障害
勤続年数	6年 就職年月日 R3年4月1日 退職年月日 R8年10月31日
支払金額	2,410,064円
特別徴収税額	市民税 300円 県民税 200円
以前に受けた退職手当等支払金額	0円
3	1月1日の住所
氏名	区分 一般・障害
勤続年数	就職年月日 年月日 退職年月日 年月日
支払金額	円
特別徴収税額	円 市民税 円 県民税 円
以前に受けた退職手当等支払金額	円

- 「法人等団体用」は、納入書の裏面にあります。個人事業主の方は、この申告書は使用しないでください。
- 「個人事業主用」は、予備の納入書の後につづられています。この申告書については、金融機関に提出せず、高岡市に直接提出してください。
- 退職所得にかかる市民税・県民税の計算方法については、4ページをご覧ください。
- 退職所得にかかる市民税・県民税が課せられる退職者が3人を超える場合は、全ての人の市民税・県民税の計算が分かるように申告書の下の部分について、別に作成して提出してください。

# 特別徴収の取扱要領

## 1. 納税義務者(従業員)への特別徴収税額通知

「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を各納税義務者にお渡しください。

## 2. 特別徴収税額の徴収方法

「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月割納付額を算出してありますので、6月から翌年5月まで毎月給与を支払う際に徴収してください。

ただし、特別徴収税額が5,500円以下の納税義務者については、最初の月(6月分)に全額徴収してください。

## 3. 特別徴収税額の納入方法と納期限

各納税義務者から徴収した月割納付額の合計額は、この関係書類つづりにつづり込まれた「納入書」に必要事項を記入のうえ、徴収した翌月の10日(土曜日・日曜日・祝日にあたるときは、その翌営業日)までに指定された金融機関へ納入してください。

※ 納入書には、それぞれの月が印刷してありますので納入する月分の納入書を使用してください。書き誤り等により予備の納入書を使用される場合は、必ず令和〇年〇月分と記入してください。

## 4. 納入場所

◎ 次の金融機関の本支店

北陸銀行	富山信用金庫	富山県信用組合
富山銀行	高岡信用金庫	北陸労働金庫
北國銀行	新湊信用金庫	高岡市農業協同組合
福井銀行	水見伏木信用金庫	いなば農業協同組合
富山第一銀行	砺波信用金庫	

※ ゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、この関係書類つづり末尾の「指定通知書」を必ずゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

## 5. 特別徴収税額を滞納した場合

納期限までに特別徴収税額を納入されない場合には、その納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ延滞金が加算されます。また、納期限後20日以内に督促状を発送するとともに、督促状1通につき100円の督促手数料がかかります。

## 6. 異動届出書等

特別徴収義務者において、退職・転勤・休職等により、給与を支払わなくなる納税義務者がいる場合や、就職等により、年度の途中で新たに特別徴収を実施する納税義務者がいる場合等の際には、各々の手続きをしていただく必要があります。詳細は9ページ以降をご覧ください。

## 7. 特別徴収税額の変更について

異動届出書の提出や納税義務者本人からの確定申告書の提出等により、年度途中で特別徴収税額が変更になる場合があります。このときは、「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更された月割納付額により徴収してください。

変更通知書は異動届出書、国税より送られてきた確定申告書等を受付した翌月10日頃に送付されます。

## 8. 審査請求及び取消訴訟

- 1 税額通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高岡市を被告として(訴訟において高岡市を代表する者は高岡市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収の取扱要領

退職所得にかかる市民税・県民税については、他の所得と区別して、所得税の場合と同様に退職手当等の支払の際、支払者が税額を計算して特別徴収することになっています。

## 1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（一般的には退職した日）の属する年の1月1日現在、高岡市に住所を有し、退職手当等の支払を受け人です。（死亡退職の場合は相続税の課税対象となりますから、市民税・県民税は課税されません。）

## 2. 特別徴収税額の計算（令和4年1月1日から）※

$(\text{収入金額} - \text{(A)退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得金額 (1,000円未満切捨)}$

$\text{退職所得金額} \times \text{(B)税率} = \text{税額 (100円未満切捨)}$

※勤続年数5年以下の法人役員等の場合、 $\frac{1}{2}$ は乗じません。

※勤続年数5年以下かつ法人役員等でない者の退職手当等から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については $\frac{1}{2}$ は乗じません。

(A) 退職所得控除額の計算は、次のとおりです。

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

② 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害者になったことにより退職した場合は、①又は②の金額に100万円を加算した金額が控除額になります。

※1日でも端数がある場合は1年に切上

1985年4月1日就職、2020年3月31日退職 → 35年

1985年4月1日就職、2020年4月1日退職 → 35年と1日 → 36年

(B) 税率は、市民税6%、県民税4%です。

## 3. 納入の手続

納入書の退職所得分の欄へ税額を記入し、給与分の特別徴収税額とあわせて納期限までに納入してください。

詳細はこのつづりの1ページと2ページをご参照ください。

## 4. 特別徴収票

退職手当等の支払者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載した「特別徴収票」を2部作成し、退職後1ヵ月以内に1部を退職手当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における各受給者の住所所在地の市区町村長に提出し、1部を受給者に交付しなければなりません。

# 令和8年度 市民税・県民税の課税について

## 1. 納税義務者

令和8年1月1日現在、高岡市に住所を有する人です。  
(その後、他市町村へ転出されても、令和8年度は高岡市へ全額納税することになっています。)

## 2. 個人市民税・個人県民税

個人の市民税・県民税には次の2つがあります。

- 均等割…行政サービスの費用を一律の税額で負担していただくもの
- 所得割…行政サービスの費用を所得に応じた税額で負担していただくもの

## 3. 森林環境税(国税)

森林整備等のために必要な費用を一律の税額で負担していただくもの

## 4. 非課税範囲

### 均等割、所得割、森林環境税が非課税の人

- (1) 1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者・未成年者(※)・寡婦またはひとり親で令和7年中の合計所得金額が135万円以下の人  
(※)平成20年1月3日以降に生まれた人をいいます。ただし、婚姻をしている人、婚姻をしたことのある人は除きます。

### 均等割と森林環境税が非課税の人

令和7年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の人

- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合  
 $315,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 289,000円$
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合  
415,000円

	同一生計配偶者 + 扶養親族の人数			
	0人	1人	2人	3人
所得金額	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円
給与収入	1,065,000円	1,569,000円	1,884,000円	2,327,999円

### 所得割が非課税の人

令和7年中の総所得金額等が、次の算式で求めた金額以下の人

- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合  
 $350,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 420,000円$
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合  
450,000円

	同一生計配偶者 + 扶養親族の人数			
	0人	1人	2人	3人
所得金額	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円
給与収入	1,100,000円	1,770,000円	2,215,999円	2,715,999円

## 5. 均等割及び森林環境税

一律 5,500円(市民税:3,000円、県民税:1,500円、森林環境税:1,000円)です。

※ 県民税均等割には、「水と緑の森づくり税」500円が含まれています。

## 6. 所得割の課税標準

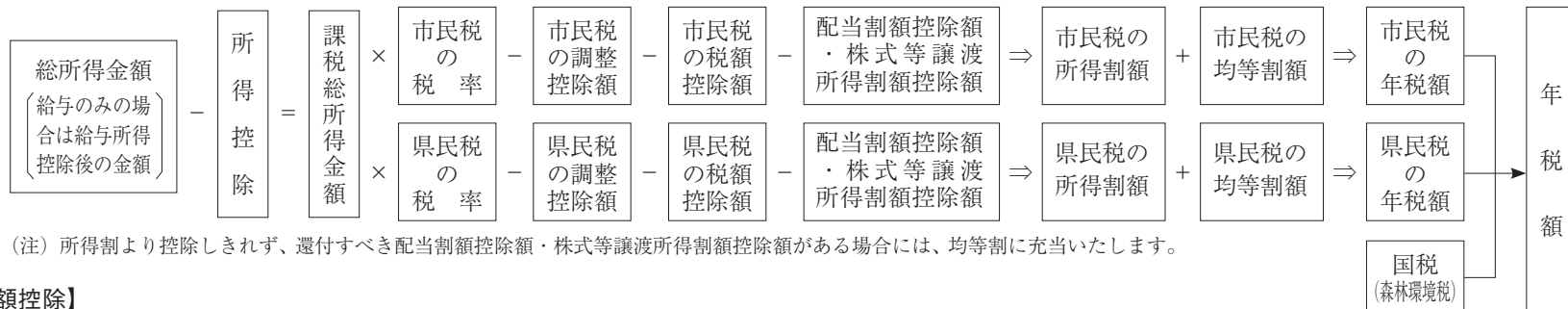
所得割の課税標準は、令和7年中の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とします。

## 7. 所得割の税率

課税所得金額にかかわらず、一律 10% (市民税:6%、県民税:4%) です。

※分離課税の税率については、市民税課にお問合せください。

## 8. 市民税・県民税の税額計算方法等（山林・分離課税分を除く）



### 【税額控除】

調整控除						
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、次の算式により求めた金額が所得割額から減額されます。						
合計課税所得金額が200万円以下の場合						
次の①、②のいずれか少ない金額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額						
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
②合計課税所得金額						
合計課税所得金額が200万円超の場合						
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額						
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額						
控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下			
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	一般		10万円	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人
寡婦控除	1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり親控除	父					
	母				5万円	
勤労学生控除	1万円					
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除						
区分		市民税	県民税			
配当割又は株式等譲渡所得割		2/5	3/5			

配当控除					
配当の種類	課税総所得金額等の合計額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）					
所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額について、翌年度の市民税・県民税から控除されます。					
◆対象者（次の要件をすべて満たす人）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年から令和7年12月31日までに入居した人</li> <li>住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きいため、所得税から控除しきれなかった額がある人</li> <li>市民税・県民税において、所得割が課税されている人</li> </ul>					
※控除の割合…市民税 3/5 県民税 2/5					
外国税額控除					
所得税で控除しきれなかった額があるときは、一定の額を限度として控除されます。					
寄附金税額控除					
対象になる寄附金					
<ol style="list-style-type: none"> <li>住所地の共同募金会又は日本赤十字社支部、特例控除対象外の都道府県や市区町村に対する寄附金</li> <li>住所地の都道府県や市区町村が条例で指定する寄附金</li> <li>特例控除対象の都道府県や市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）</li> </ol>					

【所得控除】

控除の種類	市民税・県民税 控除額		
雑損控除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① (損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×1/10) ② 災害関連支出の金額－5万円		
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額の5%のいずれか低い金額) 〔限度額 200万円〕 ※セルフメディケーション税制を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円〔限度額 88,000円〕		
社会保険料控除	支払った社会保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済・心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金の全額		
生命保険料控除	保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	【新契約】 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,001円から32,000円まで	支払った保険料の金額×1/2+6,000円
		32,001円以上	支払った保険料の金額×1/4+14,000円〔限度額 28,000円〕
	【旧契約】 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,001円から40,000円まで	支払った保険料の金額×1/2+7,500円
40,001円以上		支払った保険料の金額×1/4+17,500円〔限度額 35,000円〕	
◆一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額〔限度額 70,000円〕 ◆一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方で控除の適用を受ける場合、それぞれの算式により計算した控除の合計額〔限度額 28,000円〕			
地震保険料控除	保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
	地震保険料	－	支払った保険料の1/2の金額〔限度額 25,000円〕
	旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,001円から15,000円まで	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
		15,001円以上	一律に 10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 それぞれ計算した控除額の合計額〔限度額 25,000円〕			

控除の種類		市民税・県民税 控除額	所得税 控除額
		障害者控除	一般 26万円
	特別	30万円	40万円
	同居特別	53万円	75万円
寡婦控除		26万円	27万円
ひとり親控除		30万円	35万円
勤労学生控除		26万円	27万円
扶養控除	一般	33万円	38万円
	特定	45万円	63万円
	老人	38万円	48万円
	同居老親等	45万円	58万円

控除の種類	市民税・県民税 控除額	所得税 控除額
特定親族特別控除	58万円超85万円以下	63万円
	85万円超90万円以下	45万円
	90万円超95万円以下	61万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円	3万円

	配偶者の合計所得金額	市民税・県民税控除額(所得税控除額)				
		【参考】 配偶者が給与収入のみの場合対応する収入金額	納税者本人の所得金額			
			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
控除者	58万円以下	一般(70歳未満)	123万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
		老人(70歳以上)	123万円以下	38万円(48万円)	26万円(32万円)	13万円(16万円)
配偶者特別控除	58万円超95万円以下		123万円超160万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
	95万円超100万円以下		160万円超165万円以下	33万円(36万円)	22万円(24万円)	11万円(12万円)
	100万円超105万円以下		165万円超170万円以下	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
	105万円超110万円以下		170万円超175万円以下	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
	110万円超115万円以下		175万円超180万円以下	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
	115万円超120万円以下		180万円超185万円以下	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
	120万円超125万円以下		185万円超190万3,999円以下	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
	125万円超130万円以下		190万3,999円超197万1,999円以下	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
	130万円超133万円以下		197万1,999円超201万5,999円以下	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)

基礎控除	納税者本人の所得金額	市民税・県民税 控除額	所得税控除額
	132万円以下		95万円
	132万円超336万円以下		88万円
	336万円超489万円以下	43万円	68万円
	489万円超655万円以下		63万円
	655万円超2,350万円以下		58万円
	2,350万円超2,400万円以下		48万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	
2,500万円超	対象外	対象外	

# 異動届出書等について

## ●異動届出書

退職・休職等により、給与を支払わなくなる納税義務者がいる場合には、すみやかに「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

なお、異動事由により記入方法が異なりますので、記入例に従って記入してください。

また、転勤等により、新しい勤務先で納税義務者の税額の特別徴収を実施することとなっている場合には、新しい勤務先の給与事務担当者に確認のうえ必要事項を記入し、提出してください。

転勤先(再就職先)が判明しており、特別徴収を行うこととなっている場合	➡	記入例1 (P11)
退職等により、残りの税額を一括徴収し、納入する場合	➡	記入例2 (P12)
退職等により、残りの税額を普通徴収※に切り替える場合	➡	記入例3 (P13)

※ 普通徴収…納税義務者が自分で税額を納める方法。

### 【残りの特別徴収税額を、一括徴収しなければならない場合について】

退職等により、給与を支払わなくなる納税義務者がいる場合で、下記の(1)又は(2)に該当し、翌年5月31日までに支払う給与又は退職手当等が、翌月以降に徴収する予定であった特別徴収税額の残り全額を超えるときは、その税額を一括徴収し、納めなければならないこととされています。(地方税法第321条の5第2項、高岡市市税賦課徴収条例第33条の3第6項)

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職等をする納税義務者から、一括徴収を希望する旨の申出がある場合。
- (2) 翌年の1月1日から4月30日までの間に退職等する場合。  
(納税義務者から申出がなくても一括徴収し、納めなければならないこととされています。)

※外国人従業員が帰国される場合は、一括徴収にご協力ください。

### 【異動届出書の提出に際してのお願い】

異動届出書の提出期限は、異動事由の発生した日の翌月10日までとなっております。

届出書の提出のないまま、本市より通知しました税額と異なる額を納入されますと、次のようなご迷惑をおかけする恐れがありますので、遅くとも税額を納入される前に届出書を提出してください。

- 督促状が送付され、督促手数料を納めなければならない
- 滞納処分を受ける
- 納めなければならない税額が還付される など

また、納税義務者が自分で税額を納める普通徴収の方法は、地方税法及び本市条例により納期が定められているため、特別徴収からの変更手続きが遅れた場合、納税義務者の納入回数、納入額に影響を与えますので、できる限り早めの提出をお願いします。

なお、納税義務者が、令和8年1月1日以降に本市から転出した場合でも、本年度分は本市に納税義務がありますので、提出先に注意してください。

※退職される従業員に異動届出書を預けて提出が遅れた場合、元の事業所に督促手数料が発生してしまいます。従業員に異動があった場合は事業所より速やかに異動届出書を提出してください。

### 【給与支払報告書の提出後における異動届出書の提出について】

給与支払報告書を提出された後、「給与から徴収できる人(特別徴収)」としていた人が、退職等により特別徴収を実施できなくなった場合は、すみやかに「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

## ●特別徴収切替申請書

新規採用者や休職からの復職者など、納入方法を普通徴収から特別徴収に切り替える場合に提出してください。

なお、納入方法が普通徴収となっている場合、納税義務者あてに納税通知書を送付しておりますが、納期限の過ぎてしまった税額については、特別徴収に切り替えることができませんので確認願います。

就職等により、  
年度の途中から特別徴収を行う場合



記入例 4 (P14)

## ●特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

名称及び所在地に変更があった場合に必要事項を記入し、すみやかに提出してください。

また、合併等で納税義務者の異動を伴う場合は、「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」(転勤・転籍の内容のもの)もあわせて提出してください。

## ●少人数事業所の納期の特例

納期の特例とは、給与の支払を受ける従業員が(高岡市外の人も含めて)常時10人未満である場合に、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。6月から11月分の納入については11月分として、12月から翌年5月分までは、翌年5月分として納付してください。

申請書はHPに掲載しています。「高岡市 納期の特例」で検索。

## 【個人番号又は法人番号の記載について】

「異動届出書」には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号と納税義務者の個人番号を記載してください。なお、個人番号の記載がある場合、本人確認をする必要がありますので、個人事業者の方は、提出の際にご自身の番号確認書類と身元確認書類を提示してください。(郵送により提出する場合は、コピーを添付してください。)

「特別徴収切替申請書」、「名称・所在地等変更届出書」には特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(特別徴収義務者の個人番号及び納税義務者の個人番号を記載する必要はありません。)

(記入例1)

転勤先(再就職先)が判明しており、特別徴収を行うこととなっている場合

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※郵送または窓口にてご提出ください。  
※太枠部分は機械で読み取るため、丁寧に記入してください。

令和 X年 X月 X日

〒933-8601 富山県高岡市広小路-50 株式会社 高岡商事

事業所の法人番号又は個人事業主のマイナンバーを記入してください。

転勤等の異動が発生した年月日を記入してください。

※市処理欄

指 番号 0000123456

所属 経理係

氏名 高岡花子

電話 1234-56-7890 内線 ( 1234 )

高岡市長あて

フリガナ ヤマダ ジロウ

氏名 山田 次郎

生年月日 S40.12.12

マイナンバー 1234\*\*\*\*\*9123

受給者番号

1月1日現在の住所 高岡市本丸町1-7

異動後の住所

特別徴収税額 (年税額) 120,000 円

(イ) 徴収済額 6 月から 10 月まで 50,000 円

(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月から 5 月まで 70,000 円

異動 年月日 令和 X年 2 月 10 日 31 日

異動の事由 1. 退職 2. 勤続 3. 退職 4. 先立少額 5. 支分併合 6. 合算 7. その他 (事由理由)

異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収

1. 特別徴収開始・継続の場合

特別徴収義務者指定番号 0000654321 (新規)

所在地 〒933-0911 富山県高岡市あわら町1-1

フリガナ (カ) ヤマトショウジ

氏名又は名称 株式会社 大和商事

担当者連絡先 総務係 富山松子 098-765-4321 内線 ( )

新しい勤務先で、月割額 10,000 円を 11 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。  
※転勤の場合、新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号 001234

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)  右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由  1. 異動が6月1日から12月31日までで一括徴収の届出がないため  2. 異動が1月1日以降に住所の異動があった場合に記入してください。

3. 普通徴収の場合

理由  1. 異動が6月1日から12月31日までで一括徴収の届出がないため  2. 異動が1月1日以前に住所の異動があった場合に記入してください。

今までに、高岡市における特別徴収義務者の指定を受けていない場合は、「新規」に○を付けてください。

何月分から何月分まで税額を徴収したかを記入してください。

異動届出書の内容について応答できる担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

記一括徴収した税額は、何月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

マイナンバー、またはフリガナと生年月日で個人を判別しているため必ず記入してください。

給与支払報告書に記入した住所を記入してください。

1月2日以降に住所の異動があった場合に記入してください。

異動届出書の内容について応答できる担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

転勤等、該当する事由の番号を記入してください。

この欄は新勤務先が記入します。徴収月が連続しない場合は、高岡市が再計算しますので月割額は空欄にしてください。

※記入上の注意  
元勤務先は上の段を記入し、新勤務先の担当者へ直接「異動届出書」を送付し、従業員本人には渡さないでください。  
新勤務先は送付を受けた「異動届出書」の下の段を記入し、異動事由が発生した日の属する月の翌月10日までに高岡市に届くように提出してください。  
※提出が遅れると元勤務先に督促手数料が発生してしまいます。提出が遅れてしまう恐れがあるため、従業員には「異動届出書」を渡さないでください。

(記入例2)

退職等により、残りの税額を一括徴収し、納入する場合

給与支払報告にかかると特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎郵送または窓口にてご提出ください。  
◎太枠部分は機械で読み取るため、丁寧に記入してください。

※市処理欄

事業所の法人番号又は個人事業主のマイナンバーを記入してください。

年度  1. 現年度  2. 新年度  3. 両年度  
右から番号を記入

令和 X 年 X 月 X 日

〒933-8601 富山県高岡市広小路-50

氏名 (株) 高岡商事

個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 \* \* \* \* 1 2 3 4

特別徴収義務者指定番号 0000123456

所属 経理係

氏名 高岡花子

電話 1234-56-7890 内線 ( 1234 )

マイナンバー、またはフリガナと生年月日で個人を判別しているため必ず記入してください。

給与支払報告書に記入した住所を記入してください。

1月2日以降に住所の異動があった場合に記入してください。

※外国人従業員が帰国される場合は、一括徴収にご協力ください。

フリガナ ヤマダ ジロウ	特別徴収税額 (年税額) (ア)	徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ウ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名 山田 次郎	120,000 円	6 月から 10 月まで 50,000 円	11 月から 5 月まで 70,000 円	令和 X 年 11 月 20 日	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	2. 一括徴収
生年月日 S 4 0 . 1 2 . 1 2						
マイナンバー 1 2 3 4 * * * * 9 1 2 3						
受給者番号						
1月1日現在の住所 高岡市本丸町1-7						
異動後の住所						

異動届出書の内容について応答できる担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

1. 特別徴収開始・継続の場合

特別徴収義務者指定番号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

電話

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)  1. 必要  2. 不要

最終の天引きする月の前月 (上乘せて徴収する前月) までを記入してください。

退職等の異動が発生した年月日を記入してください。

退職等、該当する事由の番号を記入してください。

2. 一括徴収の場合

理由  1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の申出があったため

徴収予定月日 11 月 25 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 70,000 円

左記の一括徴収した税額は、11 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由  1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 1月1日から5月31日までに支払われべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ)

3. 死亡による退職であるため

最終の天引きする金額 (1か月分+上乘せする金額) を記入してください。

一括徴収した税額を何月分として納入するかを必ず記入してください。

【提出先・問い合わせ先】 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市役所

※この様式は高岡市ホームページからダウンロードできます。

# (記入例3) 退職等により、残りの税額を 普通徴収 に切り替える場合

給与支払報告  
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

※郵送または窓口にてご提出ください。  
※太枠部分は機械で読み取るため、丁寧に記入してください。

※市処理欄

事業所の法人番号又は個人事業主のマイナンバーを記入してください。

年度  1. 現年度  2. 新年度  3. 両年度  
右から番号を記入

令和 X年 X月 X日	〒933-8601 富山県高岡市広小路-50	特別徴収義務者 指定番号 0000123456
氏名 又は名称 高岡市長あて	(株)高岡商事	所属 氏名 高岡花子
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 * * * * 1 2 3 4	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当 連絡者 氏名 電話 1234-56-7890 内線 ( 1234 )

マイナンバー、またはフリガナと生年月日で個人を判別しているため必ず記入してください。

給与支払報告書に記入した住所を記入してください。

1月2日以降に住所の異動があった場合に記入してください。

該当する理由の番号を記入してください。

フリガナ ヤマダ ジロウ	氏名 山田 次郎	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 10 月まで 50,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 円	異動 年月日 令和 X年 10月 31日	異動の事由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)
-----------------	-------------	------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	----------------------------	--	---

異動届出書の内容について応答できる担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

1. 特別徴収開始・継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
-----------------	-----------------	-----	------	--------	----	-----------------------	-------------------------

何月分から何月分まで税額を徴収したかを記入してください。

退職等の異動が発生した年月日を記入してください。

退職等、該当する事由の番号を記入してください。

理由	1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	---	--------------	--------------------------	---

理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 1月1日から5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	備考欄
----	--	-----

【提出先・問い合わせ先】 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市役所 市民税課 個人市民税第二係 TEL 0766-20-1261  
※この様式は高岡市ホームページからダウンロードできます。

# (記入例4) 就職等により、年度の途中から特別徴収を行う場合

## 特別徴収切替申請書

★高岡市が割り振っている指定番号を必ず記入してください ↓

今までに、高岡市における特別徴収義務者の指定を受けていない場合は、新たに登録する必要がありますので、事業者の所在地、名称を正しく記入してください。名称はフリガナも必ず記入してください。

X年 6月 1日	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 富山県高岡市広小路7-50										指定番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	新規
		フリガナ	(カ) タカオカショウジ										担当者連絡先	所属	経理係									
		名称	(株) 高岡商事											氏名	高岡花子									
高岡市長あて	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	*	*	*	*	1	2	3	4	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話番号	1234-56-7890		内線 (1234)					

内容について応答できる担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

フリガナ、生年月日で判別しますので必ず記入してください。

フリガナ	ヤマダ ジロウ	
氏名	山田 次郎	
生年月日	元号 H	10年 11月 12日
通知書番号	分る場合のみ記入 ※納税通知書に記載	
受給者番号	001234	
1月1日現在の住所	高岡市 本丸町1-7	
備考		

普通徴収の通知書番号が分かる場合は記入してください。(分からない場合は空欄)

社員番号等で管理したい場合は記入してください。

市県民税は1月1日現在に住所がある市区町村で課税されます。高岡市でない場合はその市区町村へ提出してください。



8

8月分から徴収し、納入します。(納期限は翌月10日です)

普通徴収税額の

1

1期分まで納入済みです。

2重納付を防ぐため何期分まで納付したか本人へ確認してください。すぐに転職した方等で普通徴収の期間が無い場合は空欄としてください。

- 普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切り替えることができません。
- 毎月24日ごろまでに受付したものについて翌月10日ごろ額通知書を発送します。特別徴収の開始月は、この点を考慮の上、余裕をもってご記入ください。

お問い合わせ先】 〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市役所 市民税課 個人市民税第二係 TEL 0766-20-1261 FAX 0766-20-1283  
様式は高岡市ホームページからダウンロードできます。